

## 雲南地域における居宅介護支援事業所・地域包括支援センター 一覧表

要介護1～要介護5に認定された方は下記にご相談ください。

居宅介護支援事業所	No.	町村名	事業者名	住所	TEL	FAX	通常の実施地域
	1	奥出雲町	仁多福祉会 居宅介護支援事業所	仁多郡奥出雲町三成226	0854-54-2200	0854-54-2202	奥出雲町
	2	〃	よこた福祉会 居宅介護支援事業所	仁多郡奥出雲町稲原57-6	0854-52-2564	0854-52-2568	奥出雲町
	3	〃	奥出雲居宅介護支援事業所	仁多郡奥出雲町下横田893	0854-52-2371	0854-52-2371	奥出雲町
	4	雲南市	雲南市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所おおぎ	雲南市大東町大東1038	0854-43-9200	0854-43-9200	掛合町を除く雲南市
	5	〃	簸の上園 居宅介護支援事業所	雲南市大東町中湯石88	0854-43-3125	0854-43-9107	掛合町を除く雲南市
	6	〃	ケアプランほっと	雲南市大東町新庄283-1	0854-43-8008	0854-43-8007	掛合町を除く雲南市
	7	〃	ニチイケアセンターあかがわ	雲南市大東町仁和寺1918-7	0854-43-8576	0854-43-8577	大東町、加茂町、木次町
	8	〃	かも福祉会 居宅介護支援事業所	雲南市加茂町宇治328	0854-49-8065	0854-49-9426	掛合町を除く雲南市
	9	〃	ケアセンターきすき 居宅介護支援事業所	雲南市木次町山方1111	0854-42-3660	0854-42-3670	木次町、大東町、加茂町、三刀屋町
	10	〃	きすき福祉会 木次居宅介護支援事業所	雲南市木次町東日登345-1	0854-42-0300	0854-42-2418	雲南市
	11	〃	JAしまね雲南すずらん福祉センター	雲南市木次町里方1093-119	0854-42-9120	0854-42-9149	雲南全域
	12	〃	ケアプランあいねっと	雲南市木次町里方1335-33	0854-42-8181	0854-42-8282	雲南全域
	13	〃	介護相談やわらぎ	雲南市木次町里方84-53	0854-42-5616	0854-42-8322	木次町、大東町、加茂町、三刀屋町
	14	〃	雲南市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所みとや	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3	0854-45-3659	0854-45-2211	雲南市
	15	〃	ゆりさわ居宅介護支援事業所	雲南市三刀屋町伊萱40-6	0854-45-0577	0854-45-0578	雲南市
	16	〃	こもれびケアプランニング	雲南市三刀屋町下熊谷1675-2	0854-45-5406	0854-45-5413	雲南市
	17	〃	よしだ福祉会 ケアプランよしだ	雲南市吉田町深野84-6	0854-75-0346	0854-75-0456	吉田町、木次町、三刀屋町
	18	〃	雲南市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所かけや	雲南市掛合町掛合1310	0854-62-0215	0854-62-0767	雲南市、飯南町
	19	〃	居宅介護支援事業所 未来の華	雲南市掛合町入間280-3	0854-62-1880	0854-62-0827	掛合町、三刀屋町、吉田町、飯南町
	20	飯南町	居宅介護支援事業所 愛寿園	飯石郡飯南町佐見45	0854-72-0214	0854-72-0261	飯南町、掛合町
	21	〃	飯南町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	飯石郡飯南町野萱1831-2	0854-76-2611	0854-76-3580	飯南町、掛合町
	22	〃	居宅介護支援事業所 あゆみの杜	飯石郡飯南町頓原1070	0854-72-9373	0854-72-0881	飯南町、掛合町

要支援1・2に認定された方は下記にご相談ください。

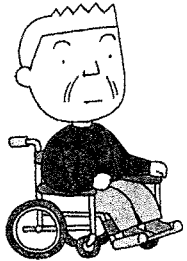
地域包括支援センター	No.	町村名	事業者名	住所	TEL	FAX	通常の実施地域
	1	雲南市	雲南市地域包括支援センター	雲南市木次町里方521-1	0854-40-1043	0854-40-1049	木次町、雲南市全域
	2	〃	雲南市地域包括支援センター大東	雲南市大東町大東1673-1	0854-43-5671	0854-43-6134	大東町、加茂町
	3	奥出雲町	奥出雲町地域包括支援センター	仁多郡奥出雲町三成358-1	0854-54-2512	0854-54-2030	奥出雲町
4	飯南町	飯南町地域包括支援センター	飯石郡飯南町頓原2064	0854-72-1770	0854-72-1775	飯南町	

# 介護サービス・介護予防サービスの ケアプラン作成の流れ

- ◆介護サービス・介護予防サービスとも、個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランに基づきサービスを利用します。
- ◆介護サービスはケアマネジャーが、介護予防サービスは保健師が中心となってケアプランを作成します。

## ケアマネジメント

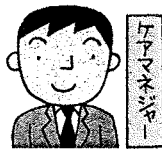
介護給付の対象者  
(要介護1~5)



居宅介護支援事業所

ケアマネジャーによる  
アセスメント

利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。



サービス担当者との  
話し合い

本人の力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。



ケアプランの  
作成

利用するサービスの種類や回数を決定します。

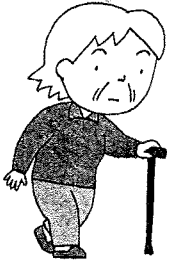


介護保険の  
介護サービスを利用



一定期間ごとに  
要介護認定を  
更新

新予防給付の対象者  
(要支援1・2)



地域包括支援センター

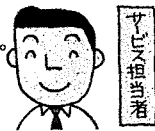
保健師などによる  
アセスメント

アセスメント票や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。



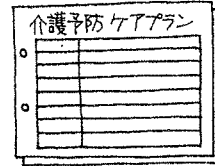
サービス担当者との  
話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

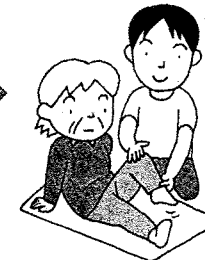


介護予防ケアプランの作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

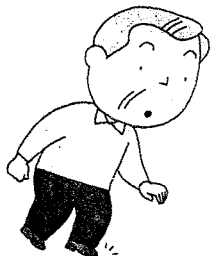


介護保険の  
介護予防サービスを利用



一定期間ごとに  
効果を評価、  
プランを見直す

介護予防(地域支援事業)  
の対象者



地域包括支援センター

保健師などによる  
簡易なアセスメント

チェックリストなどを用いて利用者の心身の状態などを把握し、課題を分析します。



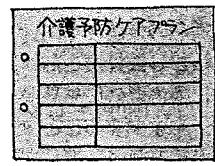
サービス担当者との  
話し合い

複数のサービスを利用するなど必要な場合にのみ実施します。



簡易な  
介護予防ケアプランの作成

目標を設定して利用するサービスを決定します。



地域支援事業の  
介護予防サービスを利用



一定期間ごとに  
効果を評価、  
プランを見直す

## 介護予防マネジメント